

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和2年4月27日提出

芦屋市長 伊藤 舞

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、芦屋市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第2号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

芦屋市長 伊藤 舞

芦屋市条例第13号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第104条 (略)</p> <p><u>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第106条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第104条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>4</u> (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第106条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第104条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第106条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第104条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い，所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

市たばこ税

- (1) 製造たばこの輸出等に係る市たばこ税の課税免除の適用に当たり，課税免除事由に該当することを証明する書類の保存を前提に，申告書への当該書類の添付を不要とすることとした。（第104条関係）

- (2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和2年4月1日

市たばこ税の課税免除に係る手続の簡素化

【改正前】

次の製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、市たばこ税が免除される。

- i 製造たばこの日本からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
 - ii 日本と外国との間を往来する日本の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための製造たばこの売渡し
- 上記の適用を受けるためには、卸売販売業者等が市長に提出する市たばこ税の申告書に、課税免除事由に該当することの証明書類を添付する必要がある。

【改正後】

課税免除事由に該当することの証明書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする。

